

費用緩和措置についての制度オプション試案に向けて

1. 本検討会では、「国内排出量取引制度の検討に際しては、環境政策としての効果と同時に、我が国の産業や雇用への影響や効果を考慮し、我が国の経済戦略と環境戦略の統合を目指すべきこと」としている(第2回資料2)
2. 制度設計において、両者にもっとも大きな影響を持つのは、「いつまでにどれだけ削減するのか」という「期間設定」と「割当総量」である。これについては、「長期的な視点で目標を設定」し、「削減ポテンシャルや技術開発の見通し(ボトムアップ)、科学が示す削減必要量(トップダウン)等を総合的に勘案して設定する」ことが考えられる(第3回資料6)。
3. しかしながら、将来の見込み等に基づき設定するものである以上、必ずしも見込みどおりとならず、排出枠の需要と供給に大きなギャップが生ずるケースや、あるいは、予想しがたい天候等の影響が生ずるケースも想定すべきである。そうした場合に発生する価格の高止まりや乱高下といった事態に柔軟に対応するための備えとして、費用緩和措置を設けることを検討することが考えられる。
4. 具体的な費用緩和措置としては、現時点では、資料3で整理された手法が考案されているが、これらも含め、各種措置のメリット・デメリットを踏まえつつ、その活用方法について、今後さらに検討を深めることが考えられる。その際、以下の点には特に留意することが必要と考えられる。
 - ・価格上限は、GHG排出総量の増大を容認するものであること、その他の措置は、地理的・時間的に大きな目でみるとGHG排出総量を増大させないものであること
 - ・ボローイングには、返済不履行のリスクがあること
 - ・海外の外部クレジット・排出枠の利用の際には、国内対策に対する補足性の原則を踏まえる必要があること